

申11号

発給電職場の労働環境改善に向けた申し入れ

当社には自営発電所として火力発電所と水力発電所を所有しており鉄道輸送に必要なエネルギーの約60%を供給し安定した輸送を支えています。しかし、2009年3月に信濃川発電所における不正取水により北陸地方整備局から水利権が取り消され、地元の信用は失墜するとともに、世間からも注目をされ発電所の適正な維持・管理が求められています。

また、2009年4月には突如として組織改正が行われ、体制が整わないままスタートし職場に混乱を招きました。

そのような中でも、組合員は奮闘し東日本大震災で、原子力発電の虚構の安全神話が崩れ電力供給が不安定になる中で火力発電所、水力発電所ならびに自営の送電ネットワークの果たす役割は非常に重要であったと言えます。

今後、日本全体のエネルギー政策が転換していくなかで、自営電力の支えが無くして電車を動かすことは困難であることから下記の項目を申し入れ議論を行います。



【申し入れ項目】

1. 2009年4月に実施された組織改正の基本的な考えをあきらかにし、今後の組織改正にあたっては、十分な議論と必要な準備期間を設けること。
2. エネルギー管理センターが管轄する川崎発電所・信濃川発電所・給電技術センターの将来展望を明らかにすること。
3. ISO取得により維持審査等の業務量が増大していることから超過勤務削減に向け要員の確保を行うこと。
4. 発給電職場へのニュースシステムの導入目的を明らかにし、設計思想、効率性、必要性について再検討を行うこと。また、新たなシステムの導入には専任の担当者を配置すること。
5. 事務職社員の高齢化と技術継承を踏まえ要員の確保を行うこと。
6. 発給電の特情を踏まえた育成プランに見直しを行うこと。
7. 発給電の現業職場が広範囲に配置されていることから、エネルギー管理センターと各支社、地区との連携体制を強化すること。
8. 発電機の自主検査における業務の特殊性やボイラー・タービン主任技術者の育成を踏まえ専任グループの設置を行い確実な法令遵守が行える体制を確立すること。
9. 緊急時の修繕や工事件数の削減に向け、小規模外注工事の上限金額150万円の発注権限を常駐会社にも拡大すること。
10. 地権者との協議を円滑に行うため、土地勘のある地元からの採用を行うとともに、給電職場の地域特情を踏まえた教育訓練の充実をはかること。

働きがいのある職場を創り出そう！